

# 宿泊約款

## (適用範囲)

### 第1条

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は、一般に確立された習慣によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

### 第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
  - 宿泊者名
  - 宿泊日及び到着予定時刻
  - 宿泊料金（原則として別紙第1の基本宿泊料による。）
  - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

### 第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかつたことを証明した時は、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適応する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

### 第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

## 第5条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団委員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団に該当するものがあるとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対して暴力的 requirement 行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
  - (8) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められたとき。
  - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (10)宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。宿泊者名簿の記載に応じず、又はその記載事項について虚偽の申告をしたとき。明らかに支払い能力がないと認められるとき。
  - (11)都道府県が定める旅館業法施行条例の条例に該当するとき。

### (宿泊客の契約解除権)

## 第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2で掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### (当ホテルの契約解除権)

## 第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除するこがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行為をしたとして認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
  - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
  - (5) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であること。
  - (6) 法人で、その役員のうちに暴力団員が該当する者があるとき。
  - (7) 宿泊客が当ホテルもしくは当ホテル従業員に対して暴力的 requirement 行為を行い、あるいは、合理的範囲を超

える負担を要求したとき。

- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。宿泊者名簿の記載に応じず、又はその記載事項について虚偽の申告をしたとき。明らかに支払能力がないと認められるとき。
  - (9) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
  - (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
  - (11) 都道府県が定める旅館業法施業条例の規定に該当するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

#### (宿泊の登録)

### 第8条

- 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び電話番号
  - (2) 外国人にあっては、国籍
  - (3) その他ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

### 第9条

- 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は【午後3時から翌朝11時】とします。ただし、連泊して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同行に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 正午までは、基本室料金30%
  - (2) 午前3時までは、基本室料金50%
  - (3) 午前3時以上は、1日分の室料

#### (利用規則の厳守)

### 第10条

- 1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて当ホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

### 第11条

- 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
  - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
    - ① 門限なし
    - ② フロントサービス：24時間

(2) 飲食等(施設) サービス時間

- ① 朝食 7:00~10:00
- ② 夕食 17:30~10:00

(3) 附帯サービス施設時間:当ホテルの定めによらせていただきます。

2. 上記営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

**第12条**

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその精定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

**第13条**

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から防災優良認定書を受領しておりますが、防災施設の設備に努めるほか、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

**第14条**

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ないときは、違約金相当額の補償料を支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

**第15条**

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当ホテルの故意または過失によりしつし滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、3万円を限度として当ホテルはその損害を賠償しま

す。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

### 第 16 条

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限つて責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、該当所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日から一定の期間ホテルにて保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせて頂きます。
- 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

#### (駐車の責任)

### 第 17 条

- 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (宿泊客の責任)

### 第 18 条

- 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

#### (免責事項)

### 第 19 条

- 当ホテル内からコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

### 別表-1

宿泊料金（別表1）違約金（別表2）について 下記のとおりと致します。

#### 別表-1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

|                     |          | 内 訳   |
|---------------------|----------|---|
| 宿泊客が<br>支払うべ<br>き総額 | 宿泊<br>料金 | ①基本宿泊料金（室料<及び室料+朝食等の飲食料><br>②サービス料（基本宿泊料金に含む） |
|                     | 追加<br>料金 | ③追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他利用料金                    |
|                     | 税金       | ④消費税  |

※税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

#### 別表-2 違約金（第6条第2項関係）

| 契約申込人数 | 契約解除の通知を<br>受けた日 | 不<br>泊 | 当<br>日 | 前<br>日 | 7<br>日<br>前 | 15.<br>日<br>前 | 30.<br>日<br>前 |
|--------|------------------|--------|--------|--------|-------------|---------------|---------------|
|        |                  |        | 不<br>泊 | 当<br>日 | 前<br>日      | 7<br>日<br>前   | 15.<br>日<br>前 |
| 一般     | 14名まで            | 100%   | 100%   | 50%    | 20%         | —             | —             |
| 団体     | 15~99名まで         | 100%   | 100%   | 80%    | 50%         | 20%           | —             |
|        | 100名以上           | 100%   | 100%   | 80%    | 50%         | 20%           | 10%           |

1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2.団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただけません。